

久世廣業家記 四冊之一（読み下し）

中村正己

はじめに

関宿第二十三代藩主久世廣業は、前藩主廣文の弟に当たる。安政六年（一八五九）江戸屋敷に於いて廣周の次男として生まれる。本名は、順吉という。明治元年（一八六八）廣文が隠居を命じられたことよって、急遽四万三千石で最後の藩主となる。翌年の版籍奉還では関宿藩知事となり、後の廃藩置県においては関宿藩から関宿県に変わり知事に就任する。明治四十四年（一九一三）十一月に没する。

本家記は、「久世廣周記録」、「関宿藩士遠山正功筆記」、「宇野田鶴雄懐中日記」、「木村正右衛門手記・戊辰後経歴」、「復古記第十一巻東叡山戦記」、「関宿藩記」と共に関宿藩戊辰の役の動乱と政情を窺い知る一史料として、後生に廣業が記録して置かれたものと考えられる。既に史料「関宿藩士遠山正功筆記」、「宇野田鶴雄懐中日記」、「木村正右衛門手記・戊辰後経歴」については林保氏が「関宿町史研究第二号・第三号」に収載されている。

更に同氏は「遠山正功筆記」の再掲を「関宿藩の終焉―記録が語る関宿藩終焉―」と題して当館発行の研究報告（第九号・第十号）で詳細に亘り述べている。

久世廣業家記については東京大学史料編纂所に收藏されている史料を附属編以外の記録集を除いて旧関宿町の黒沢（故正太郎・五郎）父子氏が翻刻された史料である。形態は四冊から成り立ち、一号から四号までと附属の一編を合本したものである。内訳は四冊之一「御達書并願伺御届取調」、四冊之二「古川龍藏・川連虎一郎暗殺一件」、四冊之三「杉山對軒暗殺一件」、四冊之四「反逆首謀之者罪状書」、付属「関宿藩兵員并出兵調書」で構成されている。そのうちの、四冊之四の反逆者首謀取調記録は林氏によって「研究報告第十号」に概要が書かれている。

今回は、四冊之一の記録について取り上げることとした。この記録は明治元年の明治新政府布告に従い、旧関宿藩の佐幕派への糾弾に対しての東海道総督府、大総督府、行政官の「達書」（通達）と関宿藩からの「願書」（嘆願書）及びこの案件についての「伺御届」の取り扱いについて記されている。依って「関

宿藩士遠山正功筆記」と深い関わりを持つ史料でもある。

東海道鎮撫府

御達書並びに願伺御届取調

總督御印
副將御印

慶応四戊辰年

一左の伺い書、田安御殿へ留守居役丹羽慎蔵持参。大目付梅沢源(孫)太郎(1)殿へ差し出し候の処、おつて大目付河田相模守(2)殿出座にて上京の儀に付、伺いの趣これある義、いささか御指し支えこれなく候間、上京致すべし旨、若年寄川崎備後守(3)殿申し達せらる候趣、もつとも御附札にて御達し申し候べし処、当節柄混雑候義仕り居候に付、口上にて御挨拶および候段これ達せらる。

拙者義昨年中より度々朝廷より、召せられ候処、病氣に付重役の者名代差し出し置き申し候、かつまた先達に御譜代家三席より嘆願の儀に付、京師より申し越す候次第もこれある。しかる処当節病氣快方に趣き候間、めでたくを以て押して上京致したくこの段伺い奉り候 以上

四月三日 久世隠岐守

東海道總督府
参謀

右窺い済みに付、同月五日総関宿出立在る。総関宿表乗船にて出立、東京深川海辺大工町屋敷へ到着仕り候事。

四月十五日

東海道鎮撫府総督副将様より御呼び出しに付、杉山對軒罷出候処、御参謀吉村長兵衛(4)殿を左の御達書御渡。

久世隠岐守

其の方、上京の儀当分見合わせ、急速帰国致し、士民を鎮撫し、皇化に帰順候様教諭肝要たるべし。且つ其の封内要扼(5)地には、関門兵衛等嚴重に備え設けし、萬一強梁(6)の暴徒など徘徊の節を、土井大炊頭(7)にも申談臨機の策略これ有るべし事。

四月

一此の御届け何れ方へ差し出し候や、左の写し江府より来る(付札四月十九日四行)

私儀、鎮撫の為急速に在総(所力)表へ罷り申すべし処、未だ腫れ物強く痛く難儀仕り候に付、出立の儀少々延引仕り候、此段御届申し上げ候 以上

辰四月十九日 久世隠岐守 久世隠岐守領内返日以来、上下及紛擾(8)候に付、監事に於いて論解に及び候処、今度久世下野守廣道本末親誼(9)を以て取り扱い正奸の弁屹度相立上下各其処得為、領内鎮定致す旨の為願出候処(段力)恰合(10)然るべし事に思し召し、其の意得るべし候間、急速其の取り計らいこれ有るべし候様、其の許より下野守(11)へ達せられべし旨、大総督宮(府力)御沙汰候事

東海道總督府
参謀

(後力) 四月十五日 田安中納言殿 重役中 木梨清一郎(12)

右御達の趣、久世下野守より江府重役共迄申し来たる候 以上

五月五日 左の通り参謀渡邊清左門迄差し出す
今般、幣藩家臣共兩般と相成り候次第は、近来勤王佐幕の議論相起こり、先代大和守者病死仕り、隠岐守幼君故耽(13)方向を相定(候 欠力)下地不行届、終始銘々見込みを以て荷藩(13)の姿に罷成、然る処当三月以来、御東征に相成に付、猶以て議論粉(紛力)々一定仕らず、当四月九日会津脱藩と称し、服(神

カ)部半藏、田口敬作と申す者、城下江罷越し面会申し込み候間、役人共の内出会い候処、徳川報恩の義、兵相起(越カ)候間、連れ入れこれ致すべし掛け合いこれあり候者

当節、御謹慎中暴動は、報恩の筋に茂相当申間敷く断然と不承知之旨接話(14)仕候、右に付如何成粗暴の義、申し懸け候茂計り難し、殊に城中甚だ微勢にて心痛仕り候間、杉山對軒義出府仕り主人帰城の義申し談し、其段東海道鎮撫御総督江奉願上候処、急速に帰城鎮撫これ蒙り仕るべし、御沙汰つきては草々発途(15)仕る様主人と申し合わせ候処、更に存知寄り御座無く、それより在府家臣共迄申す談候処、当節の処帰城は勿論、一同供申し出仕らず、何れにも佐幕にこれ無くては相ならず成趣申し募り段々、大儀名分この次第および説諭候処、何分にも右の譯解得仕らず、其のうち近習のもの拾三人程脱走仕る、徳川脱走の徒に連入仕候て止め得あらず事、對軒儀空敷(16)、江府出立関宿迄罷帰り申然候処、同月十九日(賊徒 欠カ)城下より三里先岩井駅申(欠カ)江千五百人ほど止宿、明日は関宿江繼立て(17)の注進これ有る。城下江戸町江薩州御人数式百人程止宿に付、對軒罷出、伊知地正治(18)殿江御出しこの内右の注意故其の段申述候処、明早曉、進軍到さる候趣、就いては川筋迄番兵差出すべき旨、これ■にて其の夜番兵人数差出べしと申す■候処、なかなか不承知のものこれある。幕府の義兵と防戦は相成り難き旨申し出。種々大義及び説諭漸々の事にて出兵仕りたる、翌二十日岩井駅迄薩州御人数進軍、戦争に相成り、午後前後砲撃 夥敷烟火も相見え、官軍、不勝利ほど無き城下まで攻め入れらるべきと驚き候様子にて、丹羽十郎右衛門と申すもの、先立にて関宿は程落城なく隠岐守、守衛として罷越候旨、この触相廻し出置。先のもの迄連れ出し百人余り脱走仕り候、私共は微勢なるも防戦の上、打負候は一同割腹と覚悟仕り候次第の処、右様この所業その後絶え候、小臈(19)

と嘆息(20)仕り候、それより丹羽十郎右衛門、木村正右衛門始めこのもの共、出府の上佐幕論主張仕り就いては官軍に(定めて 欠カ)打ち圍らるべしと相心得、邸中の妻子迄もそれぞれ立退きたる、主人を分家久世下野守江召し連れ其の外所々押隠し候趣に御座候右様疑念(惑カ)蒙り、当家滅亡仕り候は目前の儀故、関宿江滞(退)陣いたさる候、安場一平(21)殿迄も段々右の情実(22)(具 欠カ)に申し上げ、すべて右の御取扱以て先日迄関宿城恙無く罷り在、就いてはいずれにも主人隠岐守帰城仕り候様心■仕、是迄両三名出府探索もいたしたる候処、上野其の外とも主人を押し隠し置候ては「折柄安場一平殿より大多喜表(23)に於いて杉山對軒へ御内達の趣は主人隠岐守帰城相成り候ては 欠カ」大義名分相立て難き次第に付き、杉山對軒に三十名召し連れ出府仕、猶又、探索を遂げ候処、隠岐守儀深川邸中に当時罷り在り候趣、就いては安場殿江相願い、去月廿三日小人数なりとも召し連れ右御同人江御随従申し上げ、深川邸中江罷り越候処、奸徒(24)共對軒江手向かい仕り候間、無餘義争闘及び御同人江奉り御迷惑懸け候段、何共奉恐入候次第、当時肥後藩江對軒始め一同御預け相成り、深く謹慎罷り在り候、一鉢右一事粗暴の敷業御沙汰を蒙り候段を幾重にも奉恐入候得共、只々主人を取り戻し度、宿願よりこの義にて決して主人に手向等(カ)仕り候儀限りにて御座無く奸徒共、相支え候より御疑惑を受け奉り、誠以て遺憾の至りと存じ奉り候、是迄一同勤王実効相立てらるべきと(城中一同 欠カ)決儀(議カ)噴発(25)仕り候も風盡(塵カ)(26)と罷成、勤王の宿願貫徹仕らず、家中両般と罷成相互に主家を滅却仕り候次第と呉々愁歎(27)■仕候相成るべき儀に御座候、以て朝威(28)隠岐守帰相成候様、御仁恵(29)の程、奉状願候、萬一奸徒とも御召出し御吟味も御座候は、別紙の通りに御座候間、念の為入奉高。高覽候、呉々私共心情御洞察下され置、御愛憐

(30) の御所置き伏して哀訴 (31) 候誠恐誠惶頓首謹言

五月五日

亀井清左衛門[㊦]

木下源助[㊦]

一御總督江願上文言の儀、これは對軒より御參謀江口上にて相願候儀にて御座候

一御沙汰蒙候と申文言の儀、これは前書御達に土井大炊頭とも申談義■(談力)■作畧(32)これありと儀を御沙汰と認め候儀にて御座候

一総じて諸願差出候節、一藩の情實御尋御座候、このごろ家臣共兩般と相分り居候儀に付、■府の面々には悔悟(33)致さず候間、おもだった在所重臣共より嘆願書等(力)仕候儀、御座候、其後追々情實相分り、一同謹慎罷在候間、主家の義嘆願仕候儀に御座候

覺

巨魁(34)

家老再勤

木村正右衛門

中老

丹羽十郎右衛門

家族

奥原秀之助

使番

玉井與一郎

代官

尾花彌助

右の者共、関宿表より脱走

中老

富(富力)田弘人

用人留守居兼帯

丹羽慎蔵

用人

小野田(小田部力)謙次郎

留守居添役

本多又助

近習頭取

中田将三

右の者、江戸表住居の内巨魁に御座候

以上

五月

右巨魁儀御尋に付御答

是を嘆願書江添書差出候儀にて御座候、然る處■には多人数に付、不都合に付、今一応取調差出べし旨、參謀衆より御達し候間、右十名を書出し候儀にて御座候

五月七日參謀衆より御呼出にて御達書

久世隱岐守義、朝命に背き領分を捨て脱走士民紛擾屏、これ任せらる相立たず候に付、早速御沙汰もこれあるべし処、悔悟謝罪申し出候者、御憐恻(35)の筋も在られるべし候故、是迄、御連(遅力)延繼られ候得共、いまに一悔一悟相見あらず、救助の道も絶え果て候、右は、全く奸史壅蔽(36)の所業といへとも、一旦藩主の位に立ちこれ有る間敷、所業(37)に付、おつて御沙汰もこれある間、在邑の者謹而朝命を待ち一同謹慎罷在べく旨、総督府御沙汰候事

五月

東海道總督府

參謀[㊦]

領内取締の儀、是迄在邑の者江仰付けられ候間、民政談(従力)事の輩は、謹慎中精々相勤べく旨総督府御沙汰候事

五月(七日 欠力)

東海道総督府

参 謀 印

木村正右衛門以下奸史共、幼主を籠絡(38)

朝命に背き徒党(39)を結び領分脱走士民この為紛擾、これに依り杉山對軒始め三十名奸史を攘へ幼主を救はんとして粗暴の挙動に及び候故、是迄肥後藩江御預け黒田邸江謹慎仰付けられ置き候処、情実御勘(斟力)酌御寛大これを以て、思し召し右三十名在総(所力)表において在邑の者一同謹慎、尤も對軒儀は是迄の通り黒田邸江謹慎罷在旨、
総督府御沙汰候事

辰 五月

東海道総督府

参 謀 印

木村正右衛門以下奸史共主人を奉し城邑を侵し候儀も計り難し致し、其期と(而力)は兵力を以て相防ぐべし総督府御沙汰候事

辰 五月

東海道総督府

参 謀 印

左の嘆願書参謀渡邊清左衛門殿(40)迄差出

今般、隠岐守様儀朝命に背き、藩屏の仁相立たず候始末、全奸史墜弊の所業と御明察成し下され候得共、藩主の位に立つてこれ有間敷儀に付、おつて御沙汰もあるべし御座候間、在邑(宥力)の者、謹而奉待

朝命(41)一同謹慎仕り居候様

総督府より、御沙汰の趣臣下の身に取、深く恐れ入り奉る。

いずれとも上様御座無き候、一同謹慎罷り在り候、恐れ乍此上隠岐守儀出格(42)これを以て、御仁恵御寛宥(43)御沙汰御座候様仕り度、且つ当節人心動揺の折柄、家中者勿論領分取締方の儀、別而行届申さず、一家の浮き沈み此時と日夜焦思(44)を罷り在り候間、何卒御寛大の御沙汰下され候様、幣藩一同泣血(45)嘆願奉り候

関宿藩士

五月十日

亀井清左衛門

印

木下源助 印

左之通参謀渡邊清左衛門殿江差出

覚

遠山空之丞

古川 兵七

亀井 佐仲

桜田 七郎治

高橋 瀧藏

青木 又五郎

荻野半次郎

東海林又之進

金子藤次郎

松本 金五郎

人見鉄五郎

早川 唯三郎

中村与四郎

今泉 真次郎

高橋廉之助

渡邊内藏三

桜田喜太郎

神坂伴之進

野方 検藏

和田 継輔

小島 今治

今尾喜兵衛

高橋 瀧藏

近藤鎮之助

新井 柳藏

飯島 清三

初見岩次郎

茂呂 熊治

人見幸之助

齋藤春之助

村澤 清治

人見 金藏

石塚久次郎

小島 淑藏

青木為次郎

宗住乙次郎

青木 平也

川野 遍良充

加藤桂次郎 藤井幸平

内川管右衛門 永尾謹吾

山中瀬助 磯野道之助

春山徳之助 人見松次郎

吉田逸之助 金子米藏

徳田新太郎 初見伊助

高橋藤三郎 田中豊治

渡邊瀧藏 内川束次郎

青木徳藏 人見清之助

木島恵次郎 高橋次郎昨

徳田源之助 尾崎柳太郎

栗島藤三 田中■右衛門

樋口柳治 賀古権藏

田中田盛 田中■繁

大久保金左衛門 中田将三

安藤金藏 鶴澤辰五郎

高橋鉄一郎 村澤銘助

久我錠次郎 水嶋沖之助

右在府家来共の内、この度御沙汰の趣重々恐れ入れ奉り、一同悔悟罷り在り候に付、主人菩提所於丸山本妙寺謹慎仕り度旨、私迄嘆願仕り候、此段宜敷く御差図願ひ奉り候 以上

関宿藩

木下源助

五月廿日

是は、翌廿一日御同人相伺いられ候処、一ヶ所に多人数集屯にては、此節目立ち却宜しからず候間、所々江振り分け、此方然るべき旨申し聞き候間、夫々住居の邸内に於いて謹慎仕りべき候にては、如何これ相伺い候処、其の通り相心得候て然るべき旨、口上にて御差図御座候の事

左の通り参謀渡邊清左衛門殿江差出、

先般隠岐守事背

朝命

勅錠(46)の趣、恐れ入り深く奉る候間、精々鎮静罷り在り候処、去月廿三日風(夙カ)(47)立ち退候折柄、上野山江蟄居罷り在り候に付、立ち戻り候積(様カ)再応(48)及び懸合(49)候処、脱走の者共聞き入れ申さず、遂に去る十五日この次第に罷り成候条軽んじ奉る。

朝威候段、言語を絶つて深く恐れ愕奉る候、隠岐守事幼年の儀に付、全く私共不行届より右様の次第に相成り候段、重々恐れ入れ奉る候。何卒以て、御憐察(50)、御寛大の御所置下さる置き候様仕り度、嘆願奉り候、依つて一同謹慎仕り罷り在り候間、御■(序カ)之■(刻カ)然るべき御執政下され度、伏して懇願奉る候、謹言

久世隠岐守

五月廿七日

在府

家来共

左之御達書参謀渡邊清左衛門殿より御渡、其の藩兵入り長持ち筑前藩(51)にて引上置き候分、此度在城の者江拝借仰付けらる候事

大総督府

下参謀

五月廿七日

関宿藩

重役中

但

是は、上野事件以前鉄砲入れ長持式棹、上野山内より深川邸迄持ち帰り候途中、両国橋辺において筑前藩同人数にて御取上げの品に付、御下ヶ渡御座候様嘆願申上置候儀に御座候

伊州藩(52) 江達

右、水野日向(53)並びに関宿藩杉山對軒御不審の趣、これ有候に付、当分の間其の藩江預置られ候段、仰出され候事

五月廿日

下参謀

是は、当藩江は御達これ無く

付札 此書と同文にて六月二日、古河鎮撫府へも申請せり

鍋島直記、遠山正功筆記

左の通り参謀渡邊清左衛門殿江差出

隱岐守儀、去る四月中在所謹慎たる帰城致す旨、御暇成し下され候処、病氣に付江戸屋敷に罷在り候をかんしん臣(54)共大勢にて巧み候儀これ有、相擁し帰城を拒みそろうえ分家其の外所々に住み住居返し致したる茂相定り申さず次第に候処、一同にて探索仕り、此節在所関宿迄引戻し申し候、素より幼弱にこれ有、殊に病氣の症にて放心同様に罷在り候故、かんしん臣共却而右たご幸いに不法仕え、この始末(55)に及び候仕合御座候、然共一旦大法を犯し候次第に付、如何様げん敵科に処置たる候共一言申し上げ様、毛頭御座無く、度々恐れ入り奉る候に付、急度謹慎仕置きたる候間、寛大の思し召しを以て出格御仁恕の御沙汰成し下され度、在邑家来共一同挙げて泣血嘆願(懇力)奉り候、誠恐誠惶頓首謹言

辰

関宿藩

六月四日

- 富田久太夫 ⑩
- 亀井清左衛門 ⑩
- 木下源助 ⑩
- 山路慎十郎 ⑩
- 浅井多内(門力) ⑩
- 加藤求馬助 ⑩
- 田邊與三郎 ⑩

蒔田彦之進 ⑩

大総督府迄、左の伺書差出候処、御付札添御渡

在府悔悟状罪の者共、去る五月中伺の上、是迄於屋敷々々厚く謹慎罷在り候処、追々日数も相立ち不都合の次第もこれ有、取締向きも宜敷くなど以て一同在所表江差遣謹慎仕度たり、此段窺奉り候 以上

関宿藩

八月十四日

植竹 衛市

御付札

伺たるべしこの通り候事

鎮将府江左の嘆願書差出す、主人隱岐守儀当五月中御沙汰候前後屢嘆願仕り候処(通力)幼弱、殊に病身御座候処、次第に病氣相募り放心同様の姿にて忠邪(56)の弁えも御座無く、全く奸臣共壅蔽の所業とは申し乍、藩主に罷在り、大法を犯し候上は如何様に敵科に處される候共申上べき様、毛頭御座無く、重々恐れ入れ奉る。隱岐守始め藩中一同深く謹慎罷在り候、前件の事情御憐察寛大成し下され、思し召しこれを以て出格、御仁恕(57)の御沙汰成し下され置候様是迄再三嘆願仕り、また御沙汰御座無き候間(内力)、猶又推て嘆願候段、深重恐れ入り奉り候儀に御座候得共、日夜苦心罷在候折柄、東国為御按撫(58)在るべきこの旨御布告御座候処、当今この姿にては、天機(59)伺う者勿論相当の御奉公も仰付らる間敷儀と藩中一同別して愁歎無涯(60)涕泣(61)仕り候、苦情何卒憐察の上右等の邊を以て御寛大の御所置御座候様、御執政成し下され度、藩中挙げて奉状願候、誠恐誠惶頓首謹言

関宿藩

九月十九日

亀井清左衛門 ⑩

大総督府より御達出 井口勘七殿御渡

関宿藩

其の藩脱走の家来共追々自訴候に付、入牢申付置き候趣、然る処今般悔悟自訴の輩は、罪科一等を減らされ候條、右の者共於居宅謹慎致したるべし旨、御沙汰候事

九月廿一日

大総督府迄、左の伺書差出候処、堀口（江カ）貞一郎殿を以て伺の書差図相濟

覚

脱走の家来共、追々自訴仕り候付、入牢申付置候処罪科一等減らされ候於居宅謹慎罷在べき旨、御沙汰の趣畏奉、然る処右の内にも重罪の者共も御座候付、手切（62）にて申し渡し苦からず義に御座候哉、此段至急伺い奉り度候以上

関宿藩

五（九カ）月廿三日

狩野稻蔵

東征総督記十九日に収

大総督府より御申出にて、左の御達書江口勘七殿御渡

関宿藩

其藩脱走の者拾九人於若松表降伏候付、先其藩江御預相成候の条、御達国許江引取謹慎申付けらる候事

但、事後前件の義に付ては、万端行政官迄伺い出るべし候事

関宿藩

十月九日

加藤左次郎

植松三右衛門

中根武之進

戸川牧太

尾形■太郎

狩野簾之助

黒澤子之助

川田又蔵

村澤銘助

相良恵助

■本良之丞

由岐武之丞

松井猶衛

新井柳蔵

荒堀徳太郎

宋任鑛三郎

渡辺紋太郎

中村但治

川村熊蔵

ノ拾九人

来る廿四日昼午の刻、千住宿本陣迄受取人差出べし候事

行政官迄、左の嘆願書差出候処、官掌川上辰蔵殿落手（63）同廿九日御呼び出しにて御付札（64）濟み御渡

主人隠岐儀、当五月中蒙り奉る、御沙汰候前後屢嘆願奉り候通、幼年殊に元來病身御座候付、忠邪の辨も御座無く候、全く奸臣共壅蔽の仕業とは申午、藩主に罷り在り大法を犯し候上は、如何様の嚴料に致され候共申上べき様毛頭御座無く、重々恐れ入れ奉る。隠岐守始め藩中一同深く謹慎罷り在り候、前件の事情、御憐察成し下され、寛大の思し召しを以て出格■御仁恕の御沙汰成し下され置候様、是迄再三鎮将府大総督府江嘆願奉り候処、御受け取り成し下され、有難き付合い奉り在り候。然る処其の後御沙汰も御座無き候内、此度東国御按（綏カ）撫たる御著輩有難き仕合わせあり奉り候折柄、藩屏の列に加わり乍居、隠岐守始め一同謹慎中に付、天機伺いも

仕られず相当の御用向き等も仰付けられず、■子の情は勿論領民に至る迄日夜苦心不安寝食罷り在り候次第御賢察成し下され、何卒出格寛大の思し召しを以て、隠岐守弟順吉■(鎧力)喜知兩人の内迄成、天機仰せ付けらる、社禊(65)安んじ候様、天機仰奉り候、此段藩中一同挙げて伏して奉り願候 誠恐惶頓首謹言

関宿藩

東京詰

辰十月廿三日

亀井清左衛門

㊦

御付札

願の趣、御沙汰及ざる難候事

大総督府迄左の御届書差出

奥州若松表に於いて降伏仕り候、弊藩脱藩の者拾九人御預け成され候間、受け取り候様兼ねて仰渡し候処、此(昨力)廿四日千住駅において小者(66)共都合拾三人長州藩百村発三より引渡しこれ有候間(由力)、受け取り直ちに在所表(67)江差し遣わし謹慎たる仕置き申し候、此段御届け申し上げ候以上

関宿藩

狩野稻蔵

行政官迄左の嘆願書再差出

十一月十日

関宿藩

狩野稻蔵

行政官江左の嘆願書差出

十月廿五日

主人隠岐守儀、当五月中蒙り奉る、御沙汰候前後、屢嘆願奉り候処、御附札を以て願の趣及ぶ難御沙汰仰渡さる、猶又嘆願奉り候も重々恐れ入り奉り候得共、全く主人儀は、幼弱殊に病身の儀にも御座候間、私始め同役共一同補佐不行届故、右様の次第成行■重恐れ入れ奉り候、就而は、私共儀は如何様の厳科に處られ候共、更々申し上げるべく様も御座無く候得共、何卒臣子の情け御賢察成し下され、主人儀は寛大にこれを以て思し召し出格、御仁恵の御沙汰成し下され候様、恐

れ伏して願いあらず、再願奉り候、誠恐誠惶頓首謹言

関宿藩

辰 十一月二日

東京詰

亀井清左衛門㊦

大総督府迄左の伺差出

弊藩脱走人

小島弥兵衛

宇加治庫太郎

今関陽之助

千原重蔵

右去月十二日大総督より福島表江、弊藩脱走主人の内、右四人の者受け取り候様、御達し御座候付、在所表より受け取りたる人数■去月廿二日福島藩天野惣之助より請取申し候、この在所表にて謹慎仕置きたる申すべきや、この段同所役人共より、申越し候間、如何に仕るべきや、この段伺い奉り候以上

主人隠岐守、当五月中蒙り奉る御沙汰候前後、屢嘆願奉り一同謹慎侍奉る、朝命罷り在候処、いまに御沙汰も御座無き、別して恐懼(68)奉り候、兼々申し上げ奉り候通、隠岐守儀は、幼弱殊に多病罷り在り候得共、家政(69)向きの儀聊か関係仕らず、全く私共不行届の次第深く恐れ入り奉り候、且つ又隠岐守儀大総督府御参謀衆中迄窺濟み、この上是迄於城内謹慎罷り在り候故、得と自反仕り候得は、是を以て恐れ入れ奉り候儀に付、以来侍曲輪の内於侍屋鋪一層厚く謹慎仕り度在り候得共奉る、民政従事の儀御■にも相成り候間、閉

居仕り一廉厚く謹慎罷り在り候、再三嘆願仕り候儀、実を以て恐れ入れ奉り候得共主家の儀何卒寛大の御沙汰下され来る置候様、伏して願ひ奉り候 誠恐誠惶頓首謹言

在邑

中老

木下 源助

書判

山路慎十郎

書判

用人

浅井 多内

書判

加藤求馬助

書判

田邊與三郎

書判

蒔田彦之進

書判

在邑

家老

富田久太夫

右は、当時上京中に付、除名仕り候

同

家老

杉山對軒

右は、伊州藩江御預け中、当時病氣に付下宿罷り在り候間、除名仕り候、前件の通主人隠岐守始め、在所同列共並びに用人共に至る迄深く恐れ入れ奉り候、猶又嘆願奉り候就いては、ここに私も其の頃、在京留守中とは申し乍、平常補

佐不行届故、重々恐れ入れ奉り候付、同様閉居仕り度心意御座候処、兼ねて在邑の家来共迄、民政従事の義御相成居候間、一同閉居仕り候ては差し支えにも相成り候間、此上いっさい厚く謹慎罷り在り候、併ながら方御東に付、一廉の御用向きも相勤らず、打通し候ては、一藩上下の者、実を以て日夜不安寢食、病心の外、他事御座無き候間、何卒臣子の情御憐察成し下され、出格これを以て思し召し、御仁恵の御沙汰成し下され、一藩並びに領民に至迄、安堵仕り候様、伏して懇願奉り候、誠恐誠惶頓首謹言

久世隠岐守家来

東京詰

家老

辰 十一月廿九日

龜井清左衛門

書判

恐れ乍ら、負罪の身を以て再願奉り候儀、実を以て恐れ入れ奉り候得共、猶又嘆願奉り候、当四月中脱走木村正右衛門以下、奸史共幼主を籠絡仕り候付、朝命に背蒙り、御沙汰一同恐れ入れ奉る、右様の次第相成り候茂、隠岐守元来幼弱、殊に癩氣の症(70)にて放心同様の儀に御座候得共、全て脱走の者迄(江カ)、私儀一旦同意仕り候より、右様の次第相成り恐れ入り奉る、実を以て、先の非後悔如何様の罪科私に處られ候とも、一言これ申し訳御座無く候に付、隠岐守菩提所城下実相寺(71)於、猶又厚く謹慎仕り候間、何卒隠岐守儀偏に御寛大の御所置成し下さる置候様、再應嘆願奉り候、御序の列然るべき御執成(72)の程、伏して懇願奉り候、従血再評謹言

辰

十一月廿九日

遠山奎之蒸

書判

在所脱走木村正右衛門以下奸史とも幼主を籠絡、朝命に背き徒黨を結び、分家其の外所々江返仕りたる、其の後、上野山内江引き込み候始末、私共素より朝命を奉りし、隱岐守帰邑を申談候得共、定府の者共にて相拒み、加えの閑宿脱走の者共一同暴動候、次第早速私共説得不行届因循(73)仕り、同様及び動乱候より終に右様の諸業に陥り候段、深く恐れ入り奉る。菩提寺に於いて謹慎罷り在り候、此れに依り私共如何様の罪、私に處られ候共、隱岐守儀は幼弱、殊に元來癩症にて、放心同様何の分別も御座無候儀に付、何卒これを以て出格思し召し寛大の御所置成し下され候様嘆願奉り度、御序の砌然るべき様、御執政の程、伏して懇願奉り候

出府先中老

大久保晋介

辰
十一月廿九日

書判

定府中老

下河辺政之丞

書判

出府先用人

堀三郎四郎

書判

出府先用人

芦田栄次郎

書判

軍務官より左の趣、御尋に付差出

覚

久世隱岐守

廣業

右實名御尋に付、此段申上候 以上

久世隱岐守家来

十二月五日

龜井清左衛門

千種少将殿より、御達の趣、土井大炊頭殿より、重臣呼び出しにて、左の通り御達

久世廣文

上野山内賊徒屯集の節、私に自邸を脱し、其の徒に党し終に王師(74)に抗衛候条、幼弱とは申し乍大儀順逆を相判らず次第、その罪輕きにあらざる度、御咎め仰付らるこの処、これを以て出格思し召し領地内の内五千石召し上げられる、隱居仰付らる家名相続の儀は、血脈の者江仰付らる候事、但相続の者、早々願い出べき、叛逆首謀の家来取調べ申出べき事

印

十二月七日

行政官

行政官江左の通差出

口上之覚

隱居廣文弟

久世 順吉

当辰拾貳歳

今般久世廣文儀、隱居仰付らる出格寛大これを以て御沙汰家名下さる置き候に付、血脈の者、相続願い奉り候様仰付らる候付、右順吉江家名相続仰付下さる置候様、仕り度段廣文家臣共一同懇願奉り度旨、申出候間此段私より願い上げ奉り以上

明治元年戊辰年十二月十二日

土井大炊頭

辨事
御中

土井大炊頭より左の御達書相渡される。

久世順吉 (家譜十二月十四日達)

同姓久世廣文儀、過日この通り領地内五千石召し上げられ仰渡される、隠居仰付られ候処、今般、其の方江家名相統仰付られる、四万三千石下賜(75)候条、藩屏(76)の職を重し勤王盡忠これ有るべき旨、御沙汰候事

十二月

朱印
行政官

注記

- (1) 梅沢孫太郎 (一八一七〜一八八一) 水戸藩主。国友尚之の三男。梅沢辰三の養子。諱は亮。一八四一年に進仕し、一八六一年に一橋慶喜が大坂警備を命じられると家老武田耕雲齋に従って上京し、京都守衛となつた。一八六六年には一橋慶喜の將軍職就任のため奔走し、一橋家附用人から目付に昇進するとともに慶喜の政治を補佐した。維新後も慶喜に従い、静岡で没した。
- (2) 河田相模守 諱は守熙。
- (3) 川崎備後守 川藤備後守の誤りである。名は広運。慶応三年六月十七日、大目付に補職。のちに足高七千石で明治元年正月二十三日、若年寄に就任。
- (4) 吉村長兵衛 (一八二二〜一八八八) 津藩士。一八五六年長崎海軍伝習所に入り、オランダ砲術を学ぶ。のちに津藩京都周旋方兼留守居副役、親兵隊隊長となる。戊辰

役では新政府軍の鎮撫総督府参謀を務める。のちに津藩権少参事となつたが、廢藩後は仕官しなかつた。

(5) 要扼 敵を待ち伏せして食い止めること。

(6) 強梁 剛暴。

(7) 土井大炊頭 土井利位(76) (一七八九〜一八四八) 江戸時代

後期の老中。下総国古河藩主。

(8) 紛擾 もめること。

(9) 親誼 親身。

(10) 恰合 恰好。

(11) 下野守 廣文の後見役「久世斧三郎」。

(12) 木梨清一郎 (一八四五〜一九一〇) 萩藩士。東海道鎮撫総督府参謀を経て、奥羽追討総督府参謀として白川作

戦を指揮し、廢藩後は内務書記官、長野県知事を歴任する。

(13) 荷濬 疑心。

(14) 接話 説得。

(15) 発途 出立。

(16) 空敷 空き屋敷。

(17) 継立て 宿継。

(18) 伊地知正治 (一八二八〜一八八六) 薩摩藩士。目と脚

が不自由であつたが、生まれつき豪強かつ胆略があつた。文久二年(一八六二)、島津久光が上京するに当たつて

軍師としての手腕が認められ軍奉行となつた。ついで薩

英戦争・禁門の変・鳥羽伏見の戦い等において軍役奉行

として藩兵を指揮して戦功をたてた。明治元年(一八六

八)に東山道先鋒総督参謀となる。宇都宮、白河口に転

戦。ついで土佐藩参謀板垣退助を助け、会津若松城を落

城させた。

(19) 小膽 気が小さいこと。

(20) 嘆息 嘆くこと。

(21) 安場一平 (一八三五—一八九九) 熊本の人で、後に「保和」と改名。貴族議員で明治政府の官僚として岩倉具視使節団の米欧回覧に随行し高く評価された。帰国後福島県令、愛知県令、福岡県令と治績を上げた人である。

(22) 情実 ありのままの事情。

(23) 大多喜表 上総国(千葉県)大多喜にあり、譜代城で、石高は本多忠勝の時最大で十萬石であった。最後の松平正質は徳川慶喜と共に若年寄として大坂におり、明治元年の鳥羽・伏見の戦いに加わり、朝廷の咎めにより城地は収公され、のちに復された。

(24) 奸徒 わるもの。

(25) 噴発 氣力をふるい起こすこと。

(26) 風盡(塵力) 乱世。

(27) 愁歎 うれい嘆くこと。

(28) 朝威 朝廷の考え。

(29) 仁恵 情けをかけること。憐れむこと。

(30) 愛憐 かなしみ憐れむこと。

(31) 衰訴 衰退。

(32) 作畧(策略) 策謀。計略。

(33) 悔悟 前非を悔いること。

(34) 巨魁 盜賊などの首領。かしら。

(35) 憐恫(憐愍) あわれむこと。情けをかけること。

(36) 壅蔽 ふさぎこむこと。

(37) 所業(所行) しわざ。おこない。

(38) 籠絡 まるめこむこと。

(39) 徒党 仲間・一味などを組むこと。

(40) 渡邊清左衛門 (一八三五—一九〇四) 本名は清。肥前国大村藩士。鳥羽・伏見の戦いで戦功をたて、東征大総

督参謀として、関東各地を転戦、さらに奥羽追討総督参謀とし偉功をたてた。明治二十一年に福島県知事、その後貴族議員に選ばれた。

(41) 朝命 朝廷の命令。

(42) 出格 特別。

(43) 寛宥 寛大な心で罪や過失を許すこと。

(44) 焦思 あれこれと思ひ悩む。

(45) 泣洟 はなはだしく嘆き悲しむこと。

(46) 勅錠(定) 天皇の仰せ。

(47) 夙 語彙は「夙夜」と考えられる。「夜遅く」という意味と解する。

(48) 再応 ふたたび。

(49) 懸合 双方と談判・交渉。

(50) 憐(憐) 察 哀れみ思いやること。

(51) 筑前藩 福岡藩。

(52) 伊州藩 別称伊賀国、津藩領。

(53) 水野日向 下総国結城藩主水野勝知。

(54) 姦臣 よこしま(邪悪) な心をいだいた家臣。

(55) 始末 事情。

(56) 忠邪 忠義と邪悪。

(57) 仁恕 罪過を許すこと。

(58) 按撫 鎮撫を考えてと解する。

(59) 天機 天皇の機嫌。

(60) 無涯 限りのないこと。はてしないこと。

(61) 涕泣 涙を流して泣くこと。

(62) 手切 敵対行為。今までの関係を絶つこと。

(63) 落手 受け取ること。

(64) 付札 伺書などの本紙に意見や返答などを記し、添付した紙。

- (65) 社禊 国家。
- (66) 小者 若い人。武家に仕えて雑役に従事した下男。
- (67) 在所表 知行地。自領。
- (68) 恐懼 恐れかしこまること。
- (69) 家政 一家のくらし。
- (70) 瘧氣の症 癩瘧病。
- (71) 実相寺 日英上人が応永十六年(一四〇九)に創建した日蓮宗の寺院。久世公の代々の「位牌」が安置され、閑宿藩士の菩提寺でもある。又現存の客殿は閑宿城内の建物で「新御殿」として称されている。
- (72) 執成 政治を執りおこなうこと。
- (73) 因循 ぐずつくこと。
- (74) 王師 帝王の軍隊。
- (75) 下賜 高貴な人が下の人に物を与えること。
- (76) 藩屏 帝室を守護すること、またその者。直轄地の領地。

参考文献

- 大日本人名辞書一 昭和五十二年三月一日第二刷発行 講談社
 - 国史大辞典 昭和六十一年六月二十日第一版第三刷発行 吉川弘文館
 - 幕末維新人名辞典 一九九四年二月二十日第一刷 新人物往来社発行
 - 明治維新人名辞典 昭和五十七年六月二十日初版第二刷 吉川弘文館
- (なかむら まさみ 当館展示協力員)